富山県建設工事予定価格事前公表試行要領

（平成15年6月16日知事決裁）
平成16年3月31日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成27年3月13日一部改正

（趣旨）
第１条　この要領は、県が発注する建設工事に係る予定価格の事前公表の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要領において「予定価格」とは、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号。以下「規則」という。）第92条第１項（規則第99条において準用する場合を含む。）の規定により予定された価格をいう。
２　この要領において「予定価格の事前公表」とは、予定価格を入札執行前に公表することをいう。

（予定価格の事前公表の試行）
第３条　知事は、入札手続及び契約手続の透明性及び公平性の確保に資することを目的として、当分の間、農林水産部又は土木部が所管する建設工事に係る予定価格の事前公表を試行するものとする。

（対象工事等）
第４条　予定価格の事前公表は、農林水産部又は土木部が所管する建設工事であって、競争入札を行うもの（以下「対象工事」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する工事（以下「事前公表試行工事」という。）について行うものとする。
(1) 予定価格が２千万円以上の工事
(2) 前号に掲げるもの以外で、本庁（富山県行政組織規則（平成６年富山県規則第14号）第３条第１号に規定する本庁をいう。）又は出先機関（同規則第294条の２に定める土木事務所を含む。）の指名委員会が選定した工事
２　前項第２号の選定は、予定価格が２千万円未満の工事については対象工事の概ね２分の１の数の工事について行うものとする。

（公表の方法）
第５条　予定価格の事前公表は、一般競争入札に係る予定価格にあっては規則第91条の規定による公告、指名競争入札に係る予定価格にあっては規則第97条第２項の規定による通知を行う書面（以下「入札通知書」という。）に当該予定価格を記載して行うものとする。

（入札書の提出回数等）
第６条　事前公表試行工事に係る入札書の提出は１回とし、あらかじめその旨を入札通知書に記載するものとする。

附　則
この要領は、平成15年７月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成16年５月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成17年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、平成27年４月１日から施行する。

管　第１６８号
農企　第１０２号
平成16年3月31日

部内各所属長　殿

土木部長
農林水産部長

富山県建設工事に係る予定価格の事前公表の試行に関する運用の変更について（通知）

このことについては、「富山県建設工事に係る予定価格の事前公表の試行に関する運用について」（平成15年6月27日付管第293号、農企第245号土木部長・農林水産部長通知。以下「運用通知」という。）により運用しているところですが、平成16年度から事前公表の試行を拡大するにあたり、別添のとおり、富山県建設工事予定価格事前公表試行要領（以下「試行要領」という。）が改正されたところであり、平成16年5月1日以降に指名委員会に諮る競争入札工事については、下記のとおり運用することとしたので、留意願います。

なお、運用通知は平成16年4月30日をもって廃止するものとし、その後の予定価格の事前公表に関する運用は、本通知によるものとします。

記

1　事前公表試行工事の選定等について

（1）試行要領第4条に規定する事前公表試行工事の選定については、実施への移行を踏まえ、予定価格の事前公表を試行しない同種、同規模の類似工事と比較し試行結果を検証する必要があることを踏まえ、土木関係工事と建築関係工事に区分し、指名委員会において、無作為を基本としつつ、地域的な偏りが生じないよう留意して行うものとする。

（2）ＪＯ（ジョーカーアウト方式）を活用する場合にあっては、分割工事毎の予定価格の公表の扱いが同一となるよう留意して選定することとし、試行工事の選定数については、以後に指名委員会に諮る工事において調整を図るものとする。

（3）事前公表試行工事に係る施行伺、予定価格調書及び同調書の入った封筒には、「事前公表試行工事」と朱書きするものとする。

2　予定価格調書について

（1）予定価格調書は、施行伺決裁後から入札通知書作成までの間に予定価格決定権者の決裁を受けたのち、従来どおり封緘する。

（2）事前公表試行工事に係る予定価格調書については、入札の通知を行う際に一旦開封し、入札通知書に予定価格を記載するものとする。

（3）予定価格調書には、入札執行前に公表することとなっていない項目が含まれていることから、事前公表しない予定価格調書と同様に厳重に保管するものとする。

3　工事費内訳書について

（1）事前公表試行工事に係る入札執行にあたり、入札書投函の際に工事費内訳書を提出しない者は入札に参加できないこととする。

（2）工事費内訳書の様式については、当分の間、入札通知書を送付する際に、別添の「予定価格事前公表試行に伴う工事費内訳書作成の要領等」と併せ送付することとする。なお、当該様式は必要最小限の項目について記載したものであり、少なくともこれらの項目について記載のある書面についても工事費内訳書とみなすものとする。

（3）入札執行時における工事費内訳書の確認は、入札担当者が、落札決定前までに、記載漏れの有無について形式的に行うものとする。なお、記載事項が必要なレベルに達しない者が行った入札についても有効なものとして扱うこととするが、入札後速やかに再提出させるものとし、再提出されない場合には以後の指名で考慮することができるものとする。

（4）入札担当課は、試行工事の概ね半数を目途に、当該工事の工事費内訳書を事業主管課に渡すものとする。

（5）事業主管課では、入札金額との極端な乖離の有無など適正な見積りがなされているか確認するものとする。

（6）工費費内訳書は、入札担当課において概ね３月保管するものとする。

事務担当：管理課業務係　内線4035
農林水産企画課経理係　内線3834

<土木関係工事用>

予定価格事前公表試行に伴う工事費内訳書作成の要領等

今回、通知した入札は、予定価格事前公表試行工事ですので、下記を参考に工事費内訳書を作成のうえ、提出していただくことが必要となります。なお、工事費内訳書が提出されない場合は、入札に参加することができませんので申し添えます。

記

1　工事費内訳書の様式及び内容

(1)　工事費内訳書の表紙には、貴社の商号又は名称、住所及び法人にあっては代表者氏名を記載するとともに、代表者印を押印してください。あわせて、工事名及び工事番号を記載してください。(参考様式)

なお、表紙に金額は記載しないで下さい。

(2)　土木関係工事における工事費内訳書の内容は、少なくとも次に掲げる項目（積算体系が異なる工事（鋼橋製作工事等）は、これに準じる項目）について記載するものとし、同封の「工事費内訳書」様式を参考に記載してください。

ア　直接工事費

（ア）本工事費内訳表、附帯工事費内訳表、補償工事費内訳表のうち工事区分（レベル１）、及び工種（レベル２）（工事工種体系におけるレベル２以上）に対応するものの金額を記載する。

（イ）直接工事費の合計

イ　共通仮設費

ウ　純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計）

エ　現場管理費

オ　工事原価（純工事費と現場管理費の合計）

カ　一般管理費等

キ　工事価格（工事原価と一般管理費等の合計）

ク　消費税等相当額

ケ　請負工事費（工事価格と消費税相当額の合計）

3　工事費内訳書の記載内容については、当該工事の契約によって生じる権利又は義務に影響を及ぼすものではありません。

4　工事費内訳書は、入札書を投函する前に、入札執行者に提出してください。

5　提出された工事費内訳書は、返却いたしません。

6　その他留意事項

(1)　入札心得は、予定価格事前公表用のものとなります。県ホームページをご覧ください。

(2)　入札回数は１回とします。

(3)　予定価格を超える入札は無効となりますので、予定価格の範囲内で応札できない場合は、辞退届を提出してください。

（参考様式）

平成　年　月　日

富山県知事　○○　○○　殿

（住　　所）
（商号又は名称）　　印

工　事　費　内　訳　書

下記工事の入札にあたり、工事費内訳書を提出します。

記

工　事　名　　○○○○○○　　工事

工事番号　　○○○○○○○

事　務　連　絡
平成１６年４月２１日

部内各所属長　殿

管　理　課　長
企画用地課長

予定価格事前公表試行に係る工事費内訳書について

このことについては、「富山県建設工事に係る予定価格の事前公表の試行に関する運用の変更について」（平成 16 年 3 月 31 日付け管第 168 号）に基づき、試行対象となった建設工事については、入札通知書と併せて工事費内訳書の様式を入札参加者に送付することとなりました。

このため、土木関係工事における工事費内訳書の様式を下記のとおりとしたので、通知します。

記

工事費内訳書の標準様式は別紙のとおりとし、標準様式に以下の項目を記載したものを試行対象となった建設工事毎に作成する。

また、積算体系が以下の項目と異なる工事（鋼橋製作工事等）については、これに準じる項目を記載する。

・直接工事費の内訳のうち、工事区分（レベル１）及び工種（レベル２）
・直接工事費合計
・共通仮設費
・純工事費
・現場管理費
・工事原価
・一般管理費等
・工事価格
・消費税相当額
・工事費

なお、様式は設計積算システムで作成することが可能です。

（事務担当　管　理　課　業　務　係
　　企画用地課技術管理係）

（標準様式）

工事番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工 事 費 内 訳 書

工事区分（レベル１） 工種（レベル２）	金　　額（円）	備　　考

（記載例）

工事番号　　4308276

工 事 費 内 訳 書

工事区分（レベル１） 工種（レベル２）	金　　額（円）	備　　考
道路改良		
道路土工		
法面工		
擁壁工		
小型水路工		
仮設工		
直接工事費		
共通仮設費		
純工事費		
現場管理費		
工事原価		
一般管理費等		
工事価格		
消費税相当額		
工事費		

※工事番号は、必ず記載してください

管　　第　８８　号
農企　第　５９　号
平成２７年３月１３日

部内各所属長　殿

土 木 部 長
農林水産部長

工事費内訳書の取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事の入札の際、その金額に関わらず入札金額の内訳の提出が義務付けられました。

つきましては、平成２７年４月１日以降に公告または指名通知を行う工事に係る入札については、下記のとおり運用することとしたので、ご留意願います。

記

１　工事費内訳書の取扱い

（１）入札を行うすべての工事について工事費内訳書の提出を求めるものとし、工事費内訳書を提出しない者のした入札は、無効とする。

（２）工事費内訳書の内容に不備（提出者名、工事番号、工事名の誤記、入札金額と工事費内訳書の工事価格の著しい相違等）がある入札は、工事費内訳書が提出されなかったとみなして原則として無効とする。

ただし、軽微な不備は、無効としないこととできるものとする。

＜軽微な不備の例＞

・提出者名の漢字が一部違うが、入札者であることが特定できるもの。

・端数処理がなされているために工事費内訳書に記載された工事価格と内訳を合計した額に相違がある等、適正に積算を行っていることが判断できるもの。

（３）再度入札の場合は、工事費内訳書の提出は求めないものとする。

（４）低入札価格調査の際に他の入札参加者の工事費内訳書の内容と比較する等により活用するものとする。

（５）談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された工事費内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札手続きを中止する、関係機関に工事費内訳書を提出する等の対応をとるものとする。

２　留意事項

（１）公告または指名通知の際に、別紙案内文を入札情報サービスに掲載すること。

（２）工事費内訳書様式及び記載を求める内容は従来のとおりである。

（事務担当）
管理課入札・契約係
農林水産企画課経理係

重　要

工事費内訳書の提出義務化について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、平成２７年４月１日以降に公告又は指名通知を行う公共工事の入札に参加する建設業者は、入札書とともに入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）を提出することが義務付けられました。

つきましては、入札心得等を熟読のうえ、入札書とともに、工事費内訳書を必ず提出してください。

工事費内訳書を提出しない場合は、その者のした入札を**無効**とします。また、提出された工事費内訳書の内容に不備（提出者名、工事番号、工事名の誤記、入札金額と工事費内訳書の工事価格の著しい相違等）がある場合は、入札を原則として**無効**としますので注意してください。

入札が無効となる工事費内訳書の例

◆白紙である場合（必要な内訳レベルが記載されていない場合も含む）
◆他の工事の内訳書である場合
◆工事番号の記入がない場合
◆工事費内訳書のほか、無関係な書類が添付されている場合
◆工事費内訳書が特定できない場合
　例）工事費内訳書を複数提出している（複数のシートがあるエクセルファイルが提出されている等）
◆提出者名、工事番号、工事名に誤記がある場合
　※外字、旧字は誤記とみなしません
　※入札書の提出者が共同企業体である場合、代表者名のみの記載とならないように注意してください。

	本来すべき記載	誤　記
提出者名	Ａ工業・Ｂ建設〇〇工事共同企業体	Ａ工業
工事番号	４２６０８５４	４２６０５８４
工事名	〇〇線　道路改良第１工区工事	〇〇線　道路改良第２工区工事

いずれも無効

◆入札金額と工事費内訳書に記載された工事価格に著しい相違がある場合
◆工事費内訳書に記載された工事価格と、内訳を合計した額に相違がある場合
　例）指示された内訳の全部又は一部の記載がない
　例）計算ミス

富山県建設工事の積算内訳の事後公表試行要領

農林水産部長
平成１７年３月２２日　　決裁
土　木　部　長

（趣旨）
第１条　この要領は、県が発注する建設工事に係る積算内訳の事後公表の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要領において「積算内訳」とは、県が発注する建設工事に係る予定価格の基礎として積算したものをいう。
２　この要領において「積算内訳の事後公表」とは、積算内訳を契約締結後に公表することをいう。

（積算内訳の事後公表の試行）
第３条　知事は、建設工事に係る積算の透明性の確保を目的として、当分の間、農林水産部又は土木部が所管する建設工事に係る積算内訳の事後公表を試行するものとする。

（対象工事）
第４条　積算内訳の事後公表は、農林水産部又は土木部が所管する建設工事であって、競争入札を行うもののうち、予定価格が２５０万円以上の工事について行うものとする。

（公表の方法）
第５条　積算内訳の事後公表は、様式第１号又は様式第２号に次項に定める積算内訳を記載したものを閲覧に供するものとする。
２　積算内訳は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、工事価格及び請負工事費の金額を記載するものとし、直接工事費については、工事工種体系による工事区分及び工種又は公共建築工事内訳書標準書式による種目及び科目の区分に応じ、それぞれ当該区分ごとの金額を記載するものとする。

附　則
この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

様式第１号

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

積　算　内　訳　書

工事区分（レベル１） 工種（レベル２）	金　　額（円）	備　　考

様式第２号

「事後公表用内訳書」建築・設備関係

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

積算内訳書

名称	金額（円）	備考
A　直接工事費		
計		
B　共通費		
共通仮設費		
現場管理費		
一般管理費		
計		
C　工事価格　A＋B		
D　消費税相当額		
工事費　C＋D		

事　務　連　絡
平成２７年２月１８日

部内各所属長　殿
農林水産企画課長　殿

管 理 課 長

一般競争入札スケジュールの短縮について（通知）

公共事業の迅速な実施を図るため、次のとおり、建設工事の一般競争入札における設計図書等の配付時期等を見直すことにより、平成２７年３月以降に公告する入札から、入札スケジュールを短縮することとしましたので通知します。

１　見直しの内容

現在、公告時と入札参加資格確認後の２回に分けて配付している設計図書等について、安全上の問題がある営繕工事等を除き、設計図書等の全てを、原則、入札公告と同時に配付することにより、事務の効率化を図るとともに、建設業者の十分な見積期間を確保しつつ、入札スケジュールの全体日程を短縮するもの

	現　行	見直し後
設計図書等の配付時期	設計図書等を２回に分けて配付 ①公告時 （標準型・簡易A） 図面、特記仕様書、工事数量総括表 （簡易B） 図面（概要） ②入札参加資格確認後 （標準型・簡易A・簡易B） ①の設計図書＋金抜き設計書＋工事費内訳書	入札公告時に設計図書等の全てを配付 ただし、安全上の問題がある営繕工事等（入札参加資格委員会において個別に判断）については、従来どおり、入札参加資格確認後に設計図書等の全てを配付
事後審査方式(簡易B)入札における入札参加資格審査の運用	形式的審査で「入札参加資格なし」とされた者から、理由の請求があった場合は、その回答が完了するまで、入札を執行しない。	形式的審査で「入札参加資格なし」とされた者から、理由の請求があった場合に、その回答が完了していなくても、入札を執行する。 （理由） ①形式的審査で「入札参加資格なし」とされるのは、技術書類の未提出など、資格がないことが明らかな場合に限定されるため、「資格なし」から「資格あり」に変更する可能性がないこと ②発生件数もほとんどなく（各センターで年間数件程度）、理由の請求事例もないこと
スケジュール短縮等の効果	①公告から開札までの日数 ・事後審査方式（簡易B）：31 日 ・事前審査方式(標準・簡易A)：39 日 ②見積期間 ・事後審査方式（簡易B）：18 日 ・事前審査方式(標準・簡易A)：19 日	①公告から開札までの日数 ・事後審査方式（簡易B）：24 日（7 日短縮） ・事前審査方式(標準・簡易A)：33 日（6 日短縮） ②見積期間 ・事後審査方式（簡易B）：21 日（3 日延長） ・事前審査方式(標準・簡易A)：30 日（11 日延長）

【参考】一般競争入札の年間件数（H25 年度）
事後審査方式（簡易 B タイプ）　…年間：611 件（一般競争入札全体の約 89%）
事前審査方式（標準型・簡易 A タイプ等）…年間： 76 件（一般競争入札全体の約 11%）

２　適用時期

平成２７年３月１日以降に公告する入札

３　留意事項

（１）見直し後、設計図書等の「入札情報サービスシステム」への掲載は、公告時の１回とする。ただし、入札参加資格確認後に設計図書等の全てを配付する案件については、従来どおり公告時及び入札参加資格確認後の二段階で掲載すること。

（２）公告時に設計図書等の全てを配付することの適否については、入札参加資格委員会において、個別に判断するものとする。

（３）見直し後は、入札参加資格確認後に設計図書等の全てを配付する案件を除き、電子入札システムにおいて「入札参加資格確認通知書」を作成・発行する際、「その他」欄の文言を手動で消去すること（下記　参照）。

※　現システムでは、「その他」欄に次の文言が自動表示されるため

> 本案件の設計図書等については、「入札情報サービスシステム」の「ファイルのダウンロード」に掲載します。紙による郵送配付は行いません。当該案件についての注意事項等がありますので、「入札情報サービスシステム」に掲載のファイルのダウンロード」を確認してください。

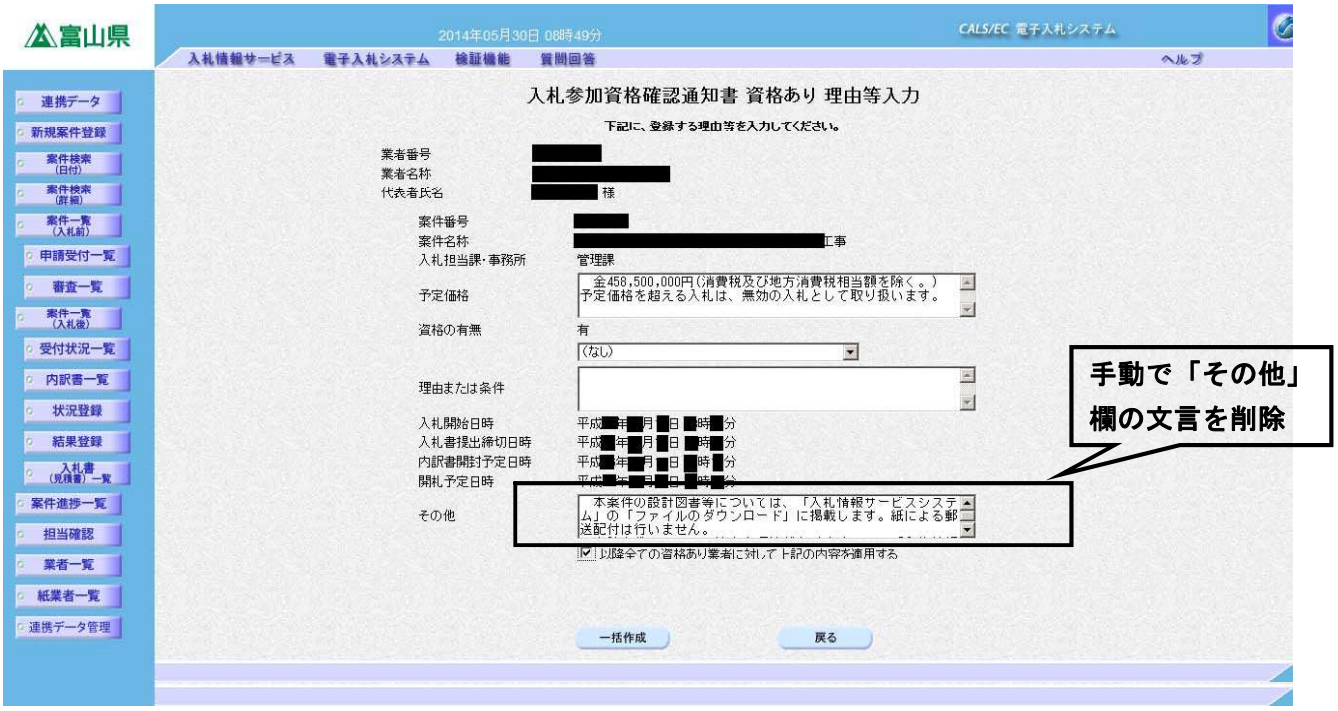

（４）公告時に別添の注意喚起文書を「入札情報サービス」へ掲載すること。

（事務担当：入札・契約係）

条件付一般競争入札（事後審査方式）のモデルスケジュール

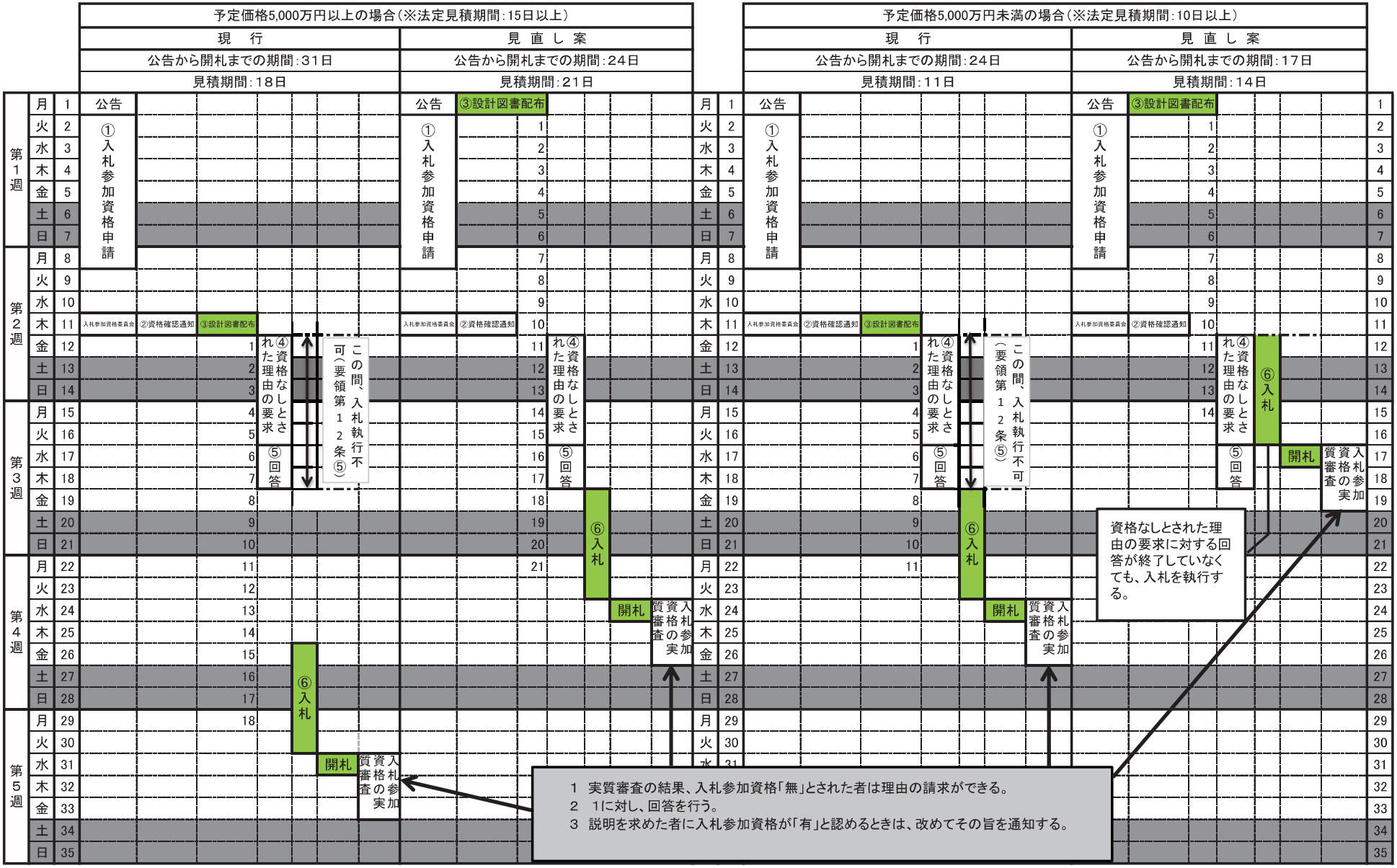

①	要領8	公告の翌日から起算して7日後までに提出しなければならない
②	要領11③	入札参加資格の有無の確認を形式的に行い、速やかに、その結果を通知
③	要領13	入札参加資格「有」の通知をした者に配布
④	要領12①	入札参加資格「無」の通知を受けた者は、通知の翌日から起算して3日後までに理由の説明を求めることができる
⑤	要領12③	④の説明を求めることができる末日の翌日から起算して7日後までに回答。資格「有」と認めたときは、「無」の通知を取消し、「有」の通知をする
⑥	建設業法20③	見積りに要する一定の期間を設けなければならない。予定価格500～5,000万円未満⇒10日以上。予定価格5,000万円以上⇒15日以上

条件付一般競争入札（事前審査方式）のモデルスケジュール（土木部本庁入札の場合）

			標準型・簡易Aの場合（※法定見積期間：15日以上）													
			現　行						見　直　し　案							
			公告から開札までの期間：39日						公告から開札までの期間：33日							
			見積期間：19日						見積期間：30日							
第1週	月	1	公告						公告	③設計図書配布					月	1
	火	2	①入札参加資格申請（技術資料を含む）						①入札参加資格申請（技術資料を含む）		1				火	2
	水	3									2				水	3
	木	4									3				木	4
	金	5									4				金	5
	土	6									5				土	6
	日	7									6				日	7
第2週	月	8									7				月	8
	火	9									8				火	9
	水	10									9				水	10
	木	11									10				木	11
	金	12					技術評価資料作成				11		技術評価資料作成		金	12
	土	13									12				土	13
	日	14									13				日	14
第3週	月	15									14				月	15
	火	16	入札参加資格委員会（資格確認）						入札参加資格委員会（資格確認）		15				火	16
	水	17									16				水	17
	木	18		②資格確認通知	③設計図書配布					②資格確認通知	17				木	18
	金	19			1	れた理由の要求④資格なしとされた理由の要求					18	れた理由の要求④資格なしとされた理由の要求			金	19
	土	20			2						19				土	20
	日	21			3						20				日	21
第4週	月	22			4						21				月	22
	火	23			5						22				火	23
	水	24			6	⑤回答					23	⑤回答			水	24
	木	25			7						24				木	25
	金	26			8						25				金	26
	土	27			9						26				土	27
	日	28			10						27				日	28
第5週	月	29			11		技術審査部会				28		技術審査部会		月	29
	火	30			12		入札参加資格委員会（技術審査部会結果報告）				29	⑥入札	入札参加資格委員会（技術審査部会結果報告）		火	30
	水	31			13						30				水	31
	木	32			14										木	32
	金	33			15								開札		金	33
	土	34			16										土	34
	日	35			17										日	35
第6週	月	36			18	⑥入札									月	36
	火	37			19										火	37
	水	38													水	38
	木	39					開札								木	39
	金	40													金	40
	土	41													土	41
	日	42													日	42

※　入札参加資格委員会における技術審査の公正性を確保するため、必ず、入札締切（＝入札参加者確定）前に入札参加資格委員会を開催し、技術評価を確定させる。
※　本庁の入札参加資格委員会は部長等の日程調整が困難なため、日程に幅を持たせている。

①	要領第8条	公告の翌日から起算して10日後までに提出しなければならない
②	要領第11条第2項	入札参加資格の有無の確認については、申請書等提出期限の翌日から起算して原則として10日後までに、その結果を通知
③	要領第13条	入札参加資格「有」の通知をした者に配布
④	要領第12条第1項	入札参加資格「無」の通知を受けた者は、通知の翌日から起算して3日後までに理由の説明を求めることができる
⑤	要領12③	④の説明を求めることができる末日の翌日から起算して7日後までに回答。資格「有」と認めたときは、「無」の通知を取消し、「有」の通知をする
⑥	建設業法20③	見積りに要する一定の期間を設けなければならない。予定価格500～5,000万円未満⇒10日以上。予定価格5,000万円以上⇒15日以上